

給水装置廃止申込書

給水装置場所

蟹江町

上記給水装置場所の給水を 令和 年 月 日 から 廃止 してください。

令和 年 月 日

給水装置所有者

住所

氏名

電話番号

※本人の署名または記名押印をしてください。

蟹江町水道事業

蟹江町長 殿

所有者 親族（所有者との続柄） その他（ ）

提出者

住所

給水装置場所に同じ

氏名

電話番号

- ※1. 給水装置廃止申込書は、現在所有している水道の権利を放棄する書類です。裏面の「給水装置廃止確約書」を必ずご確認のうえ、ご提出ください。廃止の施工が完了しますと取下げできません。
- ※2. 署名による記入のみ押印は不要です。ゴム印や印字等の記名の際は押印が必要となります。
- ※3. 給水装置所有者の欄には、本人の署名または記名押印をお願いします。届出される方が給水装置所有者以外の方の場合、提出者欄への署名または記名押印をお願いします。
- ※4. 1件につき100円の手数料が必要となります。ご提出される方の本人確認が出来るもの（下記、本人確認書類参照）のご提示が必要です。確認が出来ない場合は、受付が出来ないのでご注意ください。
- ※5. 郵送の場合は、手数料分の郵便定額小為替（普通郵便で現金を送付することはできません。）と提出者の本人確認が出来るもの（下記、本人確認書類参照）の写しを同封してください。
- ※6. 給水装置廃止申込書の“控え”が必要な場合は、職員にお伝え下さい。写しをお渡しします。

口径・メーター番号／指示値／検定年月

(本人確認書類)
 健康保険証・年金手帳
 預金通帳・キャッシュカード
 クレジットカード・診察券等
 個人番号カード・運転免許証
 身体障害者手帳・パスポート
 在留カード等
 電話 0567-95-3636

受付		施工		入力		確認	
----	--	----	--	----	--	----	--

蟹江町水道事業

給水装置廃止確約書

裏

給水装置を廃止するにあたり、担当者より廃止の説明を受けましたので、下記事項について確約いたします。

(※郵送でのお取り扱いの場合は、同封した書面をもって説明を受けた事とします。)

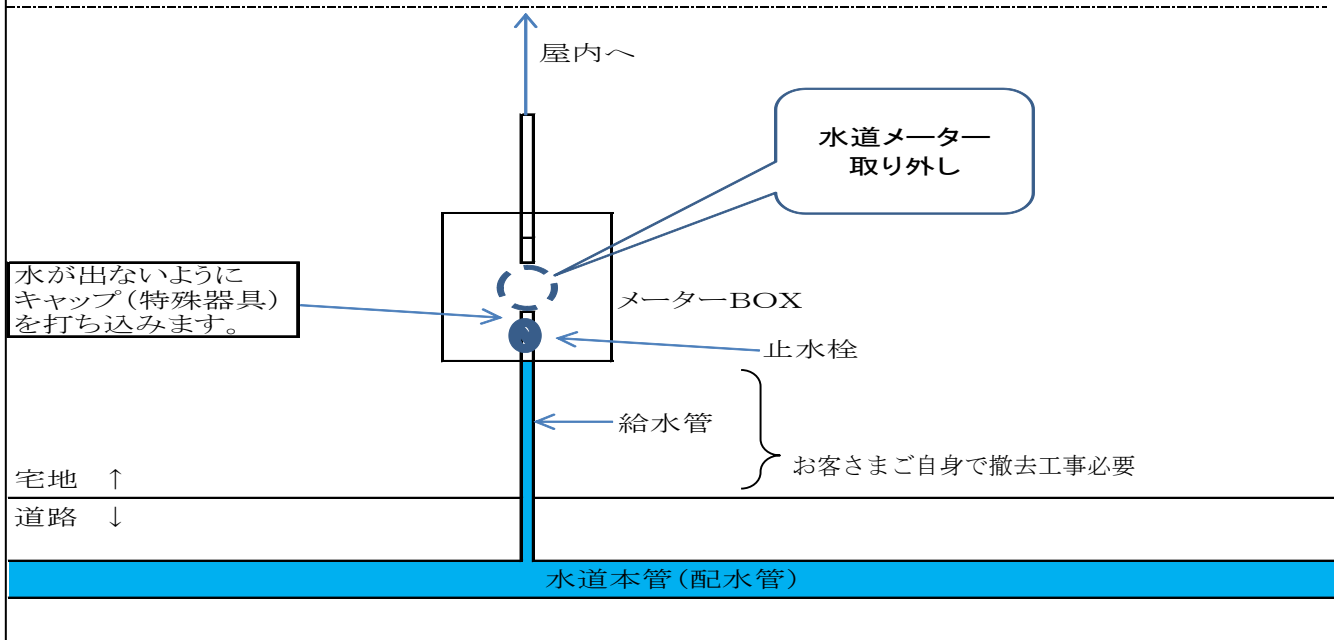
- ① 既存の建物の取り壊しが決まった時、または更地の土地は、官民境界までの給水管を撤去します。
- ② 給水装置所有者の都合により、撤去工事を行わないことで生じる問題等においては、当方の責任において処理し、貴水道事業には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- ③ 売買等で第三者にその土地（建物）を譲渡する場合は、この確約書を継承させます。

給水装置所有者 住 所

氏 名

電話番号

※本人の署名または記名押印をお願いします。



※宅地（民地）以降の給水管は、お客さまの財産であるため、お客さまに撤去工事をお願いしています。お客さまにて蟹江町指定給水装置工事事業者に工事をご依頼頂き、費用の負担やその対応をする必要があります。

【 撤去工事を行わないことで考えられる問題 】

- ・経年劣化等により、宅地内に設置されている止水栓（バルブ）等で漏水する。
- ・解体工事などで給水管を傷つけ水が噴き出す。
- ・売買契約後、廃止処理されていない給水管があることが判明し問題となる。